

小動物(ペット)の火葬の手続き(利用の流れ)

【問合せ・申込み】南魚沼市斎場(小動物火葬専門) ☎782-0527
環境交通課 ☎773-6666

利用の流れ

①予約

ペットを火葬するには、予約が必要です。斎場に電話でお申し込みください

②申込みに必要なもの

運転免許証や保険証など、飼い主の住所が確認できるもの・印鑑・使用料

③持ち込み

持ち込みの際に、斎場の専用窓口で申請を行ってください。申請内容や火葬する動物の確認などを行い、規定内であれば火葬炉の使用許可証を交付します

- ・許可証の発行時に使用料を納付してください
- ・遺体は綿100%のタオルなどに包み、段ボール箱に納めてください(ナイロンなどの化学繊維は、遺骨に付着し黒くなる場合があります)
- ・予約日に、遺体を直接斎場の専用窓口にお持ちください
- ・遺骨を納める容器は申請時にお持ちください(斎場で購入可)
- ・遺骨の引き取りは指定された日時におこしてください

小動物炉使用料

重さ (1匹あたり)	管内(南魚沼市 と湯沢町)	管外 (100%加算)
25kg未満 (小型犬・猫など)	10,000円	20,000円
25kg~50kg未満 (中・大型犬など)	15,000円	30,000円

注意事項

- ・1日2件(午前、午後各1件)の火葬が可能
- ・一般の火葬と並行して小動物の火葬は行いません。状況により予約を受けられない日があります
- ・予約日に火葬ができない場合は、一旦お預かりし翌日以降の火葬になります
- ・首輪などの燃えないものは外し、プラスチック類やペットフードなどは箱の中に入れてください
- ・亡くなってから時間が経過すると、硬直し足などが曲がらなくなり、火葬炉に収まらない場合があります。中型犬以上の遺体は、硬直が始まる前に足などを胸のほうに軽く折り曲げてください
- ・重さが50kgを超える動物、炉に入りきらない大きさの動物は火葬できません
- ・法令などにより、処理の方法が規定されている家畜などは小動物炉では火葬できません
- ・飼い主による収骨はできません。職員が収骨し、用意された容器に収めます
- ・1月1日・2日、友引の日は火葬を行いません

犬の死亡届

市で登録している犬が死亡した場合は、必ず「犬の死亡届」を環境交通課に届け出てください。届け出の際には、鑑札と注射済票を忘れずに返還してください。

軽自動車税 障がい者への減免制度

【問合せ・申込み】
税務課 市民税係

☎773-6998

一定の要件を満たす障がいのある人の軽自動車税を減免する制度があります。

減免には申請が必要です。減免対象になるかは、障がいの種別や等級、車両の使用状況などで異なります。詳しくは、お問い合わせください。

交付された手帳別の要件

身体障害者手帳

障がいの種別や等級によって異なります

療育手帳

障がいの程度が「A」である人

精神障害者保険福祉手帳

障がいの等級が「1級」で、自立支援医療(精神)受給者証の交付を受ける人(所得制限により、受給者証の交付がない場合は、医師の通院証明書でも可)

申請期間

4月1日(木)~5月31日(月)